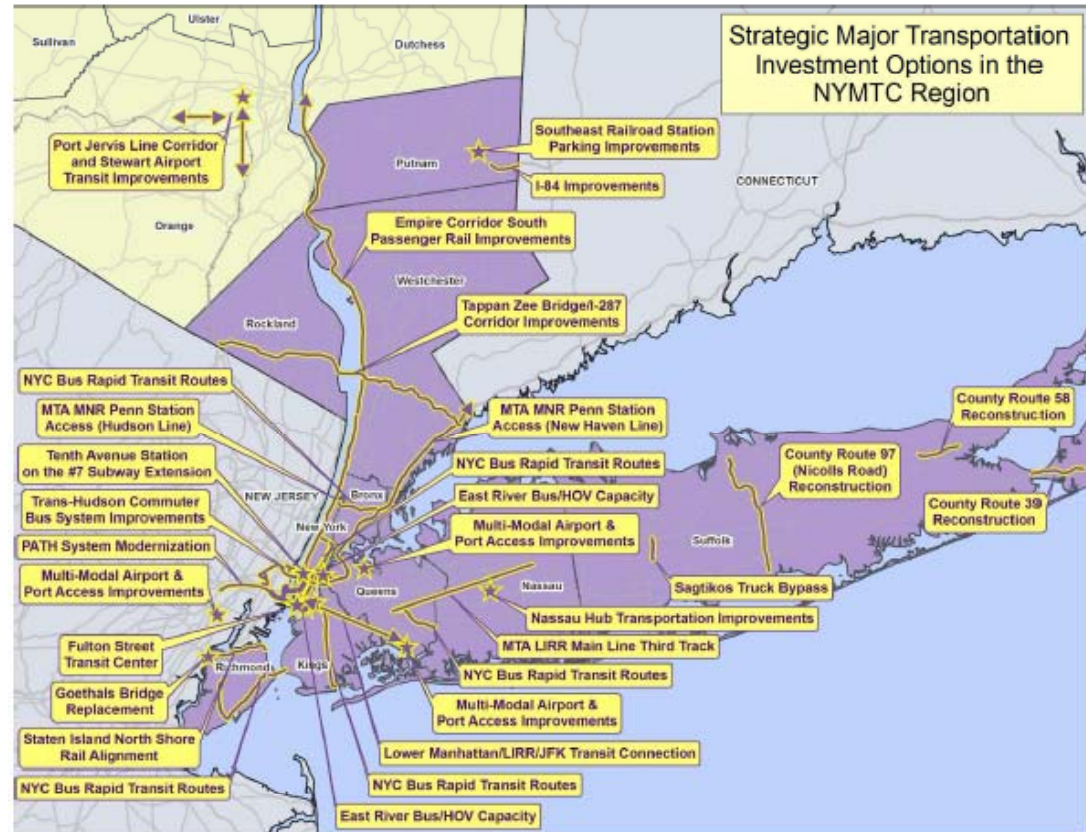
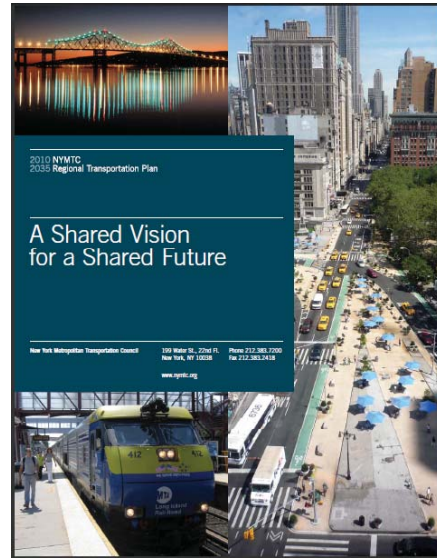


諸外国の大都市圏における計画事例等

- ① アメリカのMetropolitan Planning Organization (MPO)
- ② 英国 ～ロンドン大都市圏～
- ③ 韓国 ～ソウル大都市圏～
- ④ フランスの計画契約制度 (Contrat de Plan)
- ⑤ ドイツの計画体系
- ⑥ 中国 ～珠江デルタ地区～

①アメリカのMetropolitan Planning Organization (MPO)

長期交通計画
(New York州の事例)



MPOに策定が義務づけられている広域交通計画

	名称	目標年次	内容	更新頻度
L RTP: Long Range Transportation Plan	長期交通計画	25年 (20年)	・将来ビジョン ・将来目標 ・交通整備戦略 ・プロジェクトの優先順位	5年毎
TIP: Transportation Improvement Program	交通改善プログラム	3年	・短期整備戦略 ・資金投資プロジェクト	1~2年

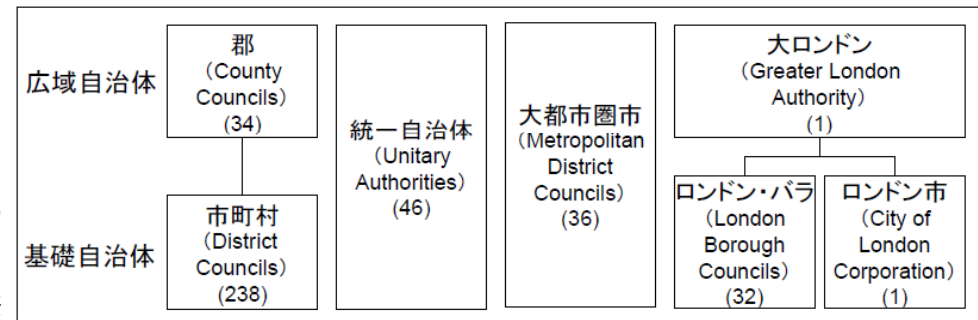
- ・1962年の連邦補助高速道路法 (Federal-Aid Highway Act) の改正により、人口5万人以上の都市圏においては「都市圏計画機構 (Metropolitan Planning Organization : MPO)」と呼ばれる広域交通計画主体の設置が義務づけられた。
- ・この背景には、ハイウェイ等の広域的見地から見当されるべき交通計画は、市町村などの地方政府を超えた広い視野から策定されるべきであるという考えがある。
- ・1991年の「総合陸上輸送効率化法 (Inter-modal Surface Transportation Efficiency Act of 1991)」により、各都市圏のMPOには、都市圏における広域交通計画として「長期交通計画 (Long Range Transportation Plan)」及び「交通改善プログラム (Transportation Improvement Plan)」を策定する義務が与えられた。米国では、都市圏レベルにおける広域交通計画は極めて重要な意味を持っている。
- ・各MPOは広域交通計画策定の際に適切な市民参加手続きを行うことが義務づけられている。また、各交通プロジェクトが連邦補助金を受けるためには、その都市圏のMPOが策定する長期計画に位置づけられなければならないことも規定している。

②英国 ～ロンドン大都市圏～

計画名: ロンドンプラン(The London Plan - Spatial Development Strategy for Greater London)
 策定主体: Mayor of London (GLA)
 策定期期: 2004年2月



イングランドの行政体系



出典: 国土交通政策研究所「地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究ードイツ、英国、オランダの広域調整を中心としてー」2008.12

GLA (Greater London Authority) は2000年に設立。所管区域は32の区 (borough) とシティ (City of London)。

【ロンドンプランの特徴】

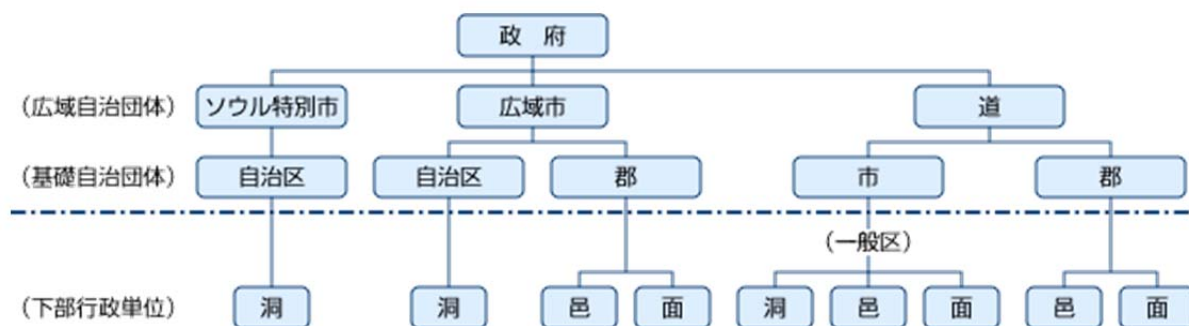
- ・15～20年先を見通したロンドンの将来の開発のための社会、経済、環境上の枠組みを提示する総合的な戦略計画
- ・土地利用の管理及び開発の枠組みを示すだけでなく、市長の他の戦略を統合する計画としての性格を持つ
- ・実現に向けた提案及び資金調達についても記述
- ・ロンドン内の個々の区は、ロンドンプランに基づき、それぞれの地区の計画方針をつくる。

③韓国 ～ソウル大都市圏～

計画名：首都圏整備計画

策定主体：国土海洋部長官が立案、首都圏整備委員会の審議後、国務会議の審議及び大統領の承認を受けて決定

策定期間：1994年1月（2008年3月改正）



広域自治団体は、1特別市(ソウル)、6広域市(釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山)、8道(京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道)及び1特別自治道(済州道)。

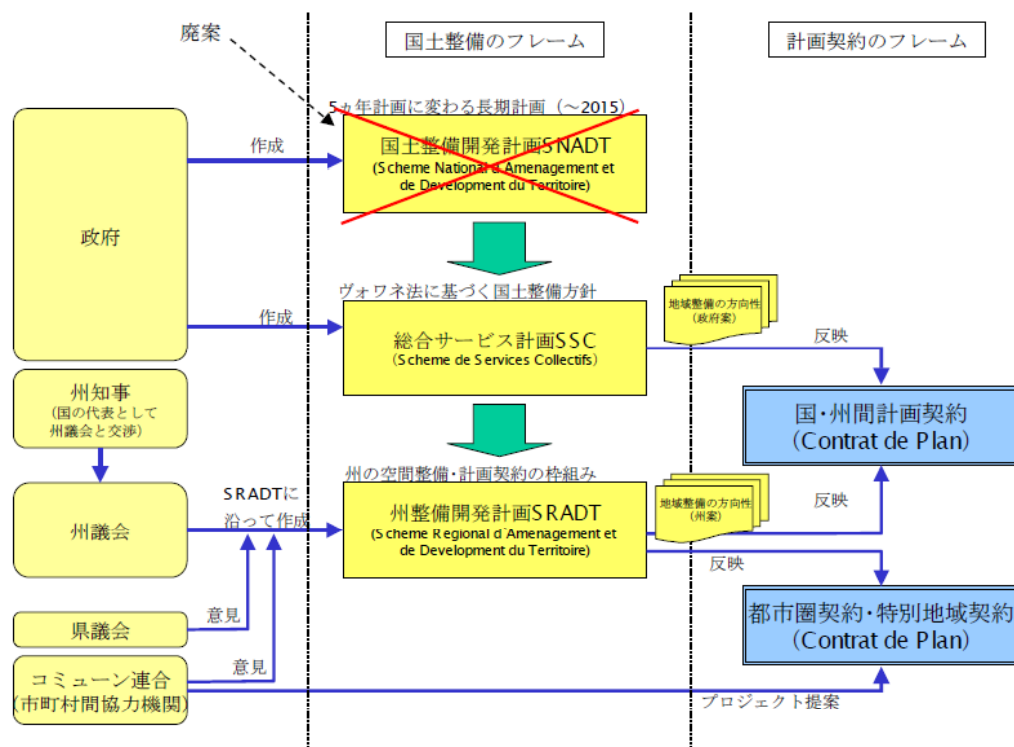


出典：国土交通省国土計画局「諸外国の首都問題等国土政策分析調査」2009.3

- ・首都圏整備計画は、1982年制定の首都圏整備計画法第4条に基づき、首都圏整備の基本方向、人口及び産業の配置、圏域の区分及び整備方向、広域施設の整備等に関する基本的な事項を定める長期総合計画。現行計画は、第三次首都圏整備計画(2006-2020)。
- ・首都圏整備計画は、首都圏内での他の法令による土地利用計画、各種開発計画に優先し、それらの計画の基本となる。
- ・首都圏整備法には、大学・工場・公共庁舎・大型建設物等の新增設規制、工業用地及び宅地造成事業の規制、首都圏内の圏域別(過密抑制圏域、成長管理圏域、自然保護圏域)の立地規制等が規定されている。

④フランスの計画契約制度 (Contrat de Plan)

計画契約制度の仕組み



国土整備開発計画 (SNADT)
 長期計画となる予定だった国土整備開発計画は政治的な理由により成立せず、それまでの5カ年計画に代わる中期計画は不在。

総合サービス計画 (SSC)
 フランスの国土整備は、ヴォワネ法に基づく総合サービス計画SSCがその基礎となっている。①高等教育及び研究、②文化、③保健衛生、④情報・通信、⑤旅客輸送、⑥貨物輸送、⑦エネルギー、⑧自然・農村、⑨スポーツの9分野に対する個別目標。数値目標や具体的記述はなく大きな方針を示している。

州整備開発計画 (SRADT)
 大規模施設、社会基盤、全体の利益になるサービスの立地などについての中期的基本方針を定めている。基本的にSRADTはSSCに準拠したものとなっている。

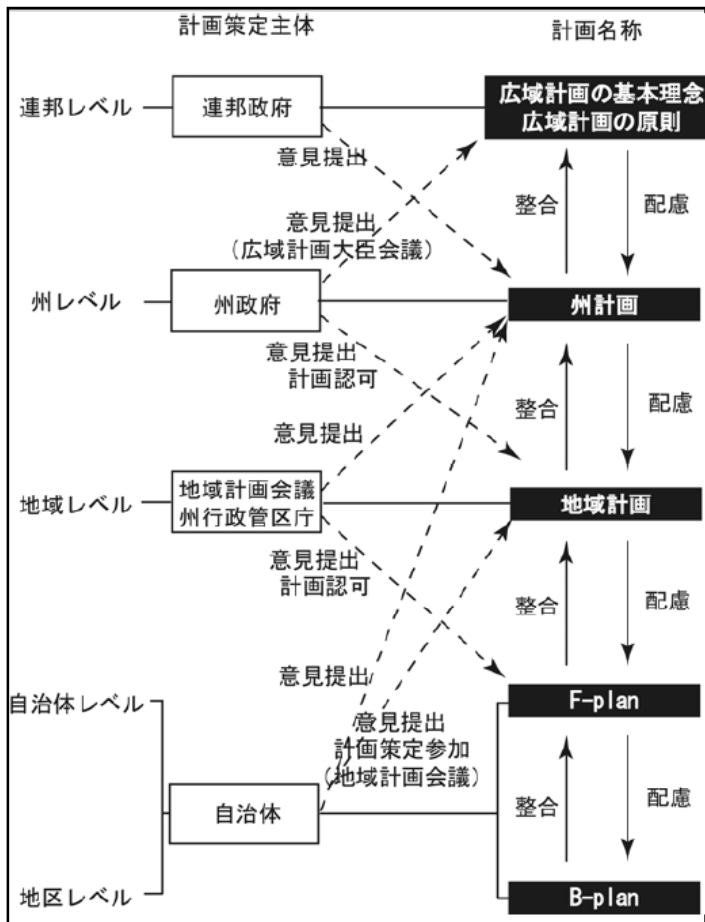
【計画契約制度の目的】
 政府が策定する5カ年計画と州の5カ年計画に一貫性がなく、コミューンは細分化されており、広域行政へのニーズに対応できていなかった。国・州・コミューンの間に連携を持たせてより効果的な国土整備を行うことを目的に制度化。

【国・州間計画契約の特徴】

- ・国が資金の75%の用途を決定し、残りの25%の用途については、州地方長官が州議会議長と交渉して決める。
- ・契約で定められた大規模プロジェクトを実施するにあたり、様々な団体(コミューン、県、州、国、EU、企業、協会等)から資金を集める合同資金調達が可能となる。
- ・同一の事業が、計画契約に基づく国家支出、それ以外の国家支出、国以外の主体による支出、という複数の支出を受け実施される。
- ・州はこの計画契約に参加する地方自治体等と計画契約を結ぶ。

⑤ドイツの計画体系

国・州・都市圏・市町村レベルの計画概要と計画間の関係



レベル	計画名称	法的位置づけ	策定権者	対象空間的領域	内容
連邦	広域計画の基本理念	広域計画法	連邦議会	全国	「国土に対する社会的経済的要請を環境的機能と一体化させ、永続的で広域的近世の取れた構造を形成させる、持続可能な国土の発展」
	広域計画の原則	広域計画法	連邦議会	全国	1) ドイツ連邦共和国の国土全域においては、均衡の取れた市街地及びオープンスペース構造が展開されなければならない。市街地及び非市街地における自然環境の機能は維持されなければならない。全ての区域においては、バランスの取れた経済的、社会資本的、社会的、環境的、そして文化的関係が希求されなければならない。 他、合計 15 項目
州	州発展計画	—	州政府 (但し州議会の同意)	州全域	■ 州発展計画に規定されるべき内容 (ヘッセン州計画法) 1) 「集密都市地域 (Verdichtungsraum)」「市街化整序地域 (Ordnungsraum)」「農村地域 (Ländliche Räume)」のゾーニング 2) 上位、中位の中心地の指定及び下位中心の指定条件の設定 3) 交通及びライフラインの整備地域、並びにインフラ施設及びエネルギー供給・利用条件の設定 4) オープンスペース構造、特に自然保護及び自然景観保全、農林業ならびに記念物保護に関する指定・記述 等 6 項目 ■ 図面の縮尺は 1/20 万
地域	地域計画	—	地域計画会議 (但し州政府の認可)	地域全域	■ 地域計画に規定されるべき内容 (ヘッセン州計画法) 1) 下位中心 2) 住宅市街地及び産業用地並びにこれらの追加需要を満たすための区域に関する市街地構造 3) 広域的交通施設及びライフライン施設の整備地域 4) 自然保護及び景観保全地域 5) 農業用地 6) 広域的緑地帯、気候変動防止地域及び洪水対策地域 等 9 項目 ■ 図面の縮尺は 1/10 万 ■ 環境報告書が添付される
自治体	F-plan	—	自治体議会 (但し州管区庁の認可)	自治体全域	■ 図面の内容 (通常は縮尺 1/10,000) ・ゾーニング: 「住居地域」「混合地域」「産業地域」「特別地域」等の市街地系及び「農業用地」「緑地」等の保全系 ・都市施設: スポーツ施設や教育施設等 ■ 環境報告書が添付される
地区	B-plan	条例	自治体議会	地区	■ 図面の内容 (通常 1/1,000) ・「一般住居地区」「村落地区」「産業地区」等の用途ゾーニングが行われる他、建蔽率や容積率、建築線、敷地規模等、26 項目の詳細事項 ■ 環境報告書が添付される ■ 私人への拘束力あり

出典: 国土交通政策研究所「地方分権社会における広域的観点からの都市整備に関する研究—ドイツ、英国、オランダの広域調整を中心として—」2008.12

- ・広域調整に関する計画原則として、下位計画は上位計画に整合していなければならない、また上位計画は下位計画に配慮して策定されなければならないとする、「対流原則」が定められている。
- ・地域計画は下位計画である地域の自治体が策定するF-planの内容に配慮して策定されなければならない一方で、F-planは地域計画の定める広域計画の目標と整合していなければならない(垂直調整)とされている。また、F-planはその近隣自治体のF-planと相互に調整されなければならない(水平調整)とされている。
- ・地域計画やF-planの策定の際には、計画内容の観点からも、また策定手続の観点からも、上下双方向に参加・調整が行われることを通じて、広域調整が行われるシステムになっている。

⑥中国 ～珠江デルタ地区～

計画名：珠江デルタ地区発展計画 2008-2020

(The Plan for the Reform and Development of the Pearl River Delta 2008-2020)

策定主体：国家発展改革委員会が策定、国務院が承認

策定時期：2009年1月



出典：The Greater Pearl River Delta HP

・珠江デルタ地区は中国の重要な経済中心地であり、全国の経済社会発展と改革開放において著しい先導的役割と重要な戦略的地位を果たしている。

・国家戦略の全般と長期的発展を視野に入れて、珠江デルタ地区における新しい優位性の創出を促進し、その自身の発展をさらに推進し、全国への輻射・先導的役割と先行的な模範的役割を一層果たさせるように「珠江デルタ地区発展計画」を制定。

・当該計画の内容は広東省の広州、深圳、珠海、佛山、江門、東莞、中山、惠州と肇慶を主体として、汎珠江デルタ地区をカバーし、さらに香港・マカオとの緊密な提携に関する内容を計画にも盛り込んでいる。計画期限は2020年。